

令和 8 年熊本地震により被害を受けられた皆さまへ

2026 年 7 月 29 日
アクア少額短期保険株式会社

保険契約の更新手続きに関する特別措置のお知らせ

令和 8 年熊本地震により被害を受けられた皆さまへ、心よりお見舞い申し上げます。
弊社では下記の窓口におきまして、契約者の皆さまからのお問い合わせ、被害のご連絡・ご相談を承っておりますのでご案内申し上げます。

災害救助法適用地域にお住まいのご契約者の皆さまへ

弊社では、災害救助法が適用された地域にお住まいのご契約者の皆さまを対象に、「更新保険料の払込み」につきまして、一定期間の猶予措置を設けるなどの特別措置を実施いたします。これらの措置の適用をご希望のご契約者さまは、弊社担当窓口までご連絡ください。

フリーダイヤル：0120-282-595（受付時間：平日 9:00～17:00）

【災害救助法適用地域】

■適用地域にお住まいの方が対象となります。

・災害救助法の適用日や最新の適用地域に関しては、内閣府 防災情報のページをご覧ください。

https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

・弊社の火災保険は地震もしくは噴火またはこれらによる津波により損害を受けた場合には、保険金をお支払いすることができません。

・なお、地震に起因しない事故による損害につきましては、「事故受付NET」での受付「保険金請求書類の一部省略」をおこなっており、簡易迅速な保険金のお支払いに努めております。

以上